

烏山保育園運営規程

(事業所の名称)

第1条 社会福祉法人烏山保育園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 烏山保育園
- 2 所在地 栃木県那須烏山市中央二丁目3番25号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 烏山保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携を下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日那須烏山市条例21号）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 「当園」の利用定員は、90人とする。子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分を、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 65人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 21人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 4人

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第7条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
第7条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

2 副園長 ※必要に応じ配置

副園長は、園長の代理として補佐し、円滑な保育運営が行えるように判断、指示を行う。

3 主任保育士 1名

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長並びに副園長を補佐し、クラス運営・保育内容について他の保育士を統括する。

4 副主任保育士 ※必要に応じ配置

副主任保育士は、主任保育士を補佐し、保育従事者のサポート業務を行う。

5 保育士 ※利用人数に応じ、関係法令・規則等に従い配置

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

6 事務長 ※必要に応じ配置

事務長は、保育園に関わる事務全般（会計並びに労務含む）の管理業務を行う。出納等の資金管理の責任を持つ。

7 事務員 ※必要に応じ配置

事務員は、保育園に関わる事務全般の書類作成、取引先等への連絡の業務を行う。

8 看護師 ※利用人数に応じ、関係法令・規則等に従い配置

看護師は、園内の保健衛生管理全般を統括する。嘱託医や保健所等と連携し、健康診断の実施・保健衛生の助言等を行う。

9 栄養士 ※必要に応じ配置

利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。

10 調理師 ※利用人数に応じ、関係法令・規則等に従い配置

調理師は、利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。献立表に基づき、調理、食材並びに食材の発注管理を行う。調理室の衛生管理の責任を持つ。

11 調理員 ※必要に応じ配置

作成した献立表に基づき、調理師の指示のもと、給食及びおやつを調理する。

12 用務員 ※必要に応じ配置

用務員は、園内の庶務全般を行う。園内の清掃整備を担当する。関係部署と連携し、

施設が運営出来るようサポートを行う。

13 嘱託医

施設を利用する乳幼児の保健衛生指導を専門的な視点で行う。

14 非常勤職員

1号～4号の各号並びに6号以外の職種においては、非常勤職員の配置を可能とする。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 「当園」は、前二項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
(緊急時における対応方法)

第 11 条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、那須烏山市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生に原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 「当園」は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、保育所の運営に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 4 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 5 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 7 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 8 年 4 月 1 日から一部改正する。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
災害共済給付契約負担金	(独) 日本スポーツ振興センターが行う災害給付制度への負担金	利用者と施設で按分
給食費実費徴収	副食費の実費負担分 対象者・・・2号認定子ども(※個別免除制度有り)	月額 4,800 円 (別途口座振替手数料) 毎月 25 日口座振替 (前払い扱い)

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育事業に係る利用者負担の取扱いについて・・・

- ・ 保育標準時間認定 18 時 15 分～19 時 00 分 1 回／200 円・月／2500 円
- ・ 保育短時間認定 ①7 時 15 分～8 時 30 分 1 回／200 円
 ②16 時 30 分～19 時 00 分 1 回／300 円

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する(集金袋等に受領印)。